

# TOPICS(トピックス) (12)

## 「CONNECT⇄ ～アートでこころをこねこねしよう」を京都で開催

文化庁では、京都において3年目の開催となる、障害者週間にあわせて共生や多様性について考えるプロジェクト「CONNECT⇄\_\_～アートでこころをこねこねしよう」展を実施した。

2022年度は、京都・岡崎公園に立地する美術館、劇場、図書館、動物園などの文化施設の連携を強化し、各施設が実施する展示やワークショップ等のプログラムに加え、京都国立近代美術館等にCONNECT⇄\_\_を象徴するスペース「こねこねの中庭」を設置。障害の有無にかかわらず多様な人の作品や表現に接することができる展示や、自ら創作体験ができるスペースなどを設けた。

また、各参加施設が企画を担う連続トークを京都国立近代美術館で開催。動物の一生、視覚障害者との美術鑑賞、障害のある人の表現のキュレーション、舞台手話通訳など各施設の特色を活かした多彩なトークとなった。さらに、分身ロボット「OriHime」を使って障害のある人が各施設を巡るプログラムや特別支援学校と施設との連携プログラムも新たに実施した。

各施設のプログラムにおいても、視覚障害者と楽しむまちあるきや、筆談による美術鑑賞会、知の伝承の歴史をたどる展示、聴覚障害者にとっての震災を追った映像展示&トーク、Antennaを使った動物園めぐりなど、障害当事者と共に考える様々なプログラムを実施した。



こねこねの中庭  
会場：京都国立近代美術館



連続トーク「視覚障害者と鑑賞する方が絵はよく見える!は本当?」  
企画：京都市京セラ美術館 会場：京都国立近代美術館



分身ロボット「OriHime」プログラム



今村彩子監督作品「きこえなかったあの日」上映会&感想シェア  
会場：ロームシアター京都

資料：文化庁

## 6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

### (1) 福祉用具の普及

福祉用具の公的給付としては、補装具費の支給と日常生活用具の給付（貸与）がある。

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器等の補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。なお、2018年度より、購入を基本とする原則は維持した上で、障害のある人の利便に照らして「借受け」が適切と考えられる場合に限り、借受けに要した費用が補装具費の支給の対象となった。

日常生活用具の給付（貸与）は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものであり、地域生活支援事業の一事業として位置付けられ、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用を行っている。

2013年度から、「障害者総合支援法」の対象となる難病患者等も、補装具費や日常生活用具給付等事業の対象となった。

なお、身体に障害のある人の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の物品の譲渡等については、消費税は非課税とされている。

### (2) 情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベース（福祉用具情報システム：TAIS）を構築しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している（公益財団法人テクノエイド協会：<https://www.techno-aids.or.jp/>）。

また、国立障害者リハビリテーションセンターでは、2018年度に、補装具を始めとする支援機器やその支給制度の普及等を目的として、障害のある人や身体障害者更生相談所等地方公共団体、医療従事者、補装具関係事業者等に向け、総合的な情報発信等を行うための取組を開始した。小児筋電義手の普及促進に向け、関係機関、関係者と連携し、「小児筋電義手専門職養成研修会」等を実施するとともに、ネットワーク構築の強化や情報の収集に努めている。

### (3) 研究開発の推進

少子高齢化が進展する中、福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。このため、研究開発の推進、標準化や評価基盤の整備等、産業の基盤整備を進め、福祉用具産業の健全な発展を支援することを通じて、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図っている。身体に障害のある人が使用する福祉機器の開発普及等については、真に役立つ福祉機器の開発・普及につながるよう、公益財団法人テクノエイド協会に委託して、「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」を運用し、福祉機器のニーズと技術シーズの適切な情報連携に努めている。

また、2010年度より「障害者自立支援機器等開発促進事業」において、障害のある人の要望を反映したテーマで募集を行い、各種専門職による評価体制と障害当事者の試験評価を組み込み、試作機器等を製品化するための開発費用の助成を行っている。2014年度からは、障害のある人の個別具体的なニーズを的確に反映した機器開発が促進されるよう、利用者と開発者が意見交換を行う場を設けるとともに、開発中の機器について、実証実験の場を紹介すること等により、適切

な価格で障害のある人が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的として、「ニーズ・シーズマッチング強化事業」を実施している。さらに、2022年度より、障害のある人等の多岐にわたるニーズを的確にとらえ、製品化・事業性を踏まえた支援機器開発を遂行できる障害のある人、医療福祉専門職、開発者等の人材を育成することを目的として、「自立支援機器イノベーション人材育成事業」を実施している。

国立障害者リハビリテーションセンター研究所では「障害者の自立と社会参加並びに生活の質の向上」のために、国立機関として、障害のある人に対する総合的リハビリテーション技術や、福祉機器等に関する研究開発及び評価法の研究開発のほか、制度検討の基礎となる研究を行っている。ロボット等の先進技術の応用に係る調査・技術開発等を通じて、障害のある人の新たな社会参加シーンの拡充を目指す研究に取り組んでいる。そのほか、脳波を利用して意思伝達や運動補助などを行うブレインマシン・インターフェース（BMI）研究の中で開発したリアルタイム脳信号解析技術を、ニューロフィードバックトレーニング（自らの脳活動等の変化を本人にリアルタイムで提示し、その活動を思い通りに変化させるトレーニング）に応用することで認知行動機能を調節する新しい認知リハビリテーション手法の研究開発にも取り組んでいる。また、各種認識技術を応用した重度運動機能障害者向けICT機器操作環境の構築に資する研究（障害者対策総合研究開発事業（国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）））などに取り組んでいる。

さらに、障害のある人の支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデル構築に資する研究（厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業））、支援機器の開発プロセスにおける各開発フェーズ移行の判断およびそれを支援する専門人材育成に資する調査研究（厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業））、技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究（厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業））等を実施し、福祉用具の利活用や普及促進にも取り組んでいる。

障害のある人を含め誰にとっても、より安心・安全で、また識別・操作等もしやすく、快適な生活用品、生活基盤、システム等の開発を支援する観点から、個々の人間のレベルでの様々な行動を計測し、理解・蓄積することにより、人間と製品・環境の適合性を客観的に解析し、個々の人間の行動特性に製品・環境を適合させる基盤技術の研究開発を実施している。

# TOPICS(トピックス) (13)

## 障害者自立支援機器等開発促進事業

### ～開発助成とニーズ・シーズマッチング交流会～

厚生労働省では、障害のある人の自立や社会参加を支援する機器の実用的製品化を促すため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施している。この事業では、支援機器の開発を行う企業等に対する開発助成のほか、障害のある人のニーズ（要望）と支援機器に対する開発側のシーズ（技術）とのマッチング交流会を行っている。

#### 【支援機器の開発に対する助成採択例】

##### 上肢欠損児の両手協調動作を促す訓練用の筋電義手と自助具

筋電義手を用いた小児に対する訓練件数は年々増加している一方で、訓練に使用する筋電義手は病院などの訓練施設側が用意している状況があり、初期投資額が大きく訓練が行える施設が限定されている。また、この筋電義手は輸入品に依存している現状を踏まえ、本事業において、訓練用途主体かつ国産で廉価な小児訓練用筋電義手の開発の取組を行った。さらに、日常生活において、筋電義手の使用を補助する自助具の製作を安定的・継続的にできる仕組みづくりの取組も実施した。



小児訓練用ハンド



シリコン製グローブ

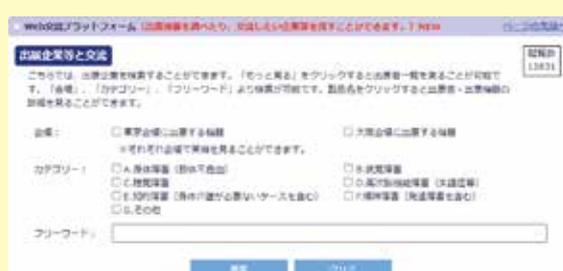
資料：令和3年度障害者自立支援機器等開発促進事業成果報告

#### 【ニーズ・シーズマッチング交流会】

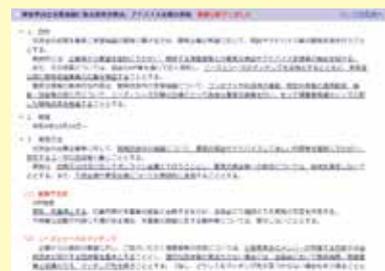
「ニーズ・シーズマッチング交流会」は2014年度から毎年開催されており、2022年度で9回目となる。開発に取り組む企業や研究者と、ニーズを持つ障害のある人やその支援者などが集まり、体験や交流を行うことで、ニーズを反映した支援機器の開発を促すことなどを目的としている。2022年度は、遠隔地からでも交流会に参加できるよう、Web開催と会場開催のハイブリッド開催となった。Web開催では、2022年10月から2023年1月まで4か月に渡り毎月新しいコンテンツを定期配信した。その他、基調講演、関係各所との共催イベントについても開催した。



2022年度交流会のチラシ



Web交流プラットフォーム



意見交換会、アドバイス支援の実施

資料：公益財団法人テクノエイド協会

#### (4) 標準化の推進

より優れた福祉用具の開発・普及を推進するためには、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化、購入者への適切な情報提供に資する観点から、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠である。このため、図表4-14のとおり、2022年度までに日本産業規格（JIS）を活用した福祉用具の標準化を推進した。これにより、介護保険対象の主要な品目についてはおおむね標準化が進んだ。

一方、障害のある人や高齢者等日常生活に何らかの不便さを感じている人々にも使いやすい設計とするためのアクセシブルデザインの推進について、様々な分野で関心が高まっている。そのため、2022年度までに、「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針（JIS Z8071）」を始め、43規格が制定されるなど、各原案作成団体からのニーズに応じて、アクセシブルデザインに関するJIS開発が行われている。

また、国際規格作成への貢献も積極的に行っており、国際標準化機構（ISO）の福祉用具技術委員会（ISO/TC173）、義肢装具技術委員会（ISO/TC168）、人間工学技術委員会（ISO/TC159）、高齢社会技術委員会（ISO/TC314）及び包装技術委員会（ISO/TC122）に参加している。ISO/TC173/SC 2（用語と分類）では幹事国を、TC173/SC 7（アクセシブルデザイン）及びTC159/SC 3（人体計測及び生体力学）では議長国及び幹事国を担っている。ISO/TC173では、歩行支援用具、車椅子、体位変換用具等について、各国の意見調整、規格原案検討を進めている。

■ 図表4-14 福祉用具JISの制定・改正・廃止状況

施策年度	施策内容
2008年度	移動・移乗支援用リフト関係5規格（JIS T9241-1～5）【制定】 車いす用可搬形スロープ（JIS T9207）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2009年度	入浴用製品3規格（JIS T9257～9259）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【制定】
2010年度	福祉用具－ポータブルトイレ（JIS T9261）【制定】 福祉用具－和式洋式変換便座（JIS T9262）【制定】 福祉関連機器用語〔支援機器部門〕（JIS T0102）【改正】
2011年度	福祉用具－入浴用いす（JIS T9260）【制定】 福祉用具－歩行補助具－歩行器（JIS T9264）【制定】 福祉用具－歩行補助具－エルボークラッチ（JIS T9266）【制定】
2012年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【制定】 福祉用具－補高便座（JIS T9268）【制定】 福祉用具－ベッド用テーブル（JIS T9269）【制定】
2015年度	福祉関連機器用語－義肢・装具部門（JIS T0101）【改正】 車いす用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格（JIS T9241-1,4）【廃止】 移動・移乗支援用リフト関係3規格（JIS T9241-2,3,5）【改正】 移動・移乗支援用リフト関係2規格（JIS T9241-6,7）【制定】 福祉用具－車椅子用クッション（JIS T9271）【制定】 福祉用具－車椅子用テーブル（JIS T9272）【制定】 福祉用具－体位変換用具（JIS T9275）【制定】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】
2016年度	在宅用床ずれ防止用具3規格（JIS T9256-1,2,3）【改正】 福祉用具－据置形手すり（JIS T9281）【制定】 ハンドル形電動車椅子（JIS T9208）【改正】 在宅用電動介護用ベッド（JIS T9254）【改正】 病院用ベッド（JIS T9205）【改正】 手動車椅子（JIS T9201）【改正】 電動車椅子（JIS T9203）【改正】 福祉用具－歩行補助具－シルバーカー（JIS T9263）【制定】
2017年度	福祉用具－固定形手すり（JIS T9282）【制定】 福祉用具－留置形手すり（JIS T9283）【制定】 電動6輪車椅子の試験方法（JIS T9209）【制定】
2019年度	福祉用具－歩行補助具－歩行車（JIS T9265）【改正】
2020年度	福祉用具－歩行補助具－多脚つえ（JIS T9267）【制定】 馬乗り形電動車椅子－安全要求事項（JIS T9210）【制定】
2021年度	車椅子用可搬形スロープ（JIS T9207）【改正】

資料：経済産業省

## 7. サービスの質の向上

### (1) 障害福祉人材の処遇改善

障害福祉サービス等利用者の障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていく必要がある。

このため、2012年度の報酬改定において、「福祉・介護職員処遇改善加算」を創設し、2015年度の報酬改定において、職員1人当たり月額平均1.2万円相当の処遇改善を行ったことに加え、2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、2017年度の報酬改定において、競合他産業との賃金差がなくなるよう、職員のキャリアアップの仕組みを構築した事業所について職員1人当たり月額平均1万円相当の処遇改善を行ってきたところである。

また、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、2019年10月の報酬改定において、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行った。

さらに、2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、2022年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額平均0.9万円相当）引き上げるための措置を行うとともに、この措置が一時的なものとならないよう、2022年10月以降について臨時的報酬改定を行い、同様の措置を継続した。

# TOPICS(トピックス) (14)

## 共生社会等に関する基本理念等の普及啓発について

厚生労働省では、2018年度から「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を実施している。この事業は、2016年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件<sup>(※)</sup>を踏まえ、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」の共通の目的である「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」等について、障害福祉従事者等が改めて学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施している。

共生社会等に関する基本理念等の普及啓発に向けた広報のため、2022年度は「共生社会フォーラム」を全国5か所で開催した。このフォーラムは、誰でも参加できる一般向けプログラムと障害福祉従事者等を対象とした研修プログラムの2部構成となっている。

厚生労働省としては、障害福祉従事者等が、共生社会の理念を理解し、障害のある人やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、今後も研修の実施等を進めていくこととしている。

※2016年7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に元施設職員の男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、26人が負傷した事件。



表現活動Vivimos(ヴィヴィモス) (佐賀会場)



基調講演「共生社会に求められるアダプテッド・スポーツの重要性」 (広島会場)



グループワーク研修 (中堅者) の様子 (静岡会場)

資料：厚生労働省



グループワーク研修 (学生・新任者) の様子 (滋賀会場)

## (2) 第三者評価事業

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、2000年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施している。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・定着を図るため、2004年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知し、2018年3月に評価の質の向上と一層の受審促進が図られるよう見直した。これを受け、2020年3月には、障害者・児福祉サービス固有の状況を踏まえた評価が適切に実施されるよう、障害者・児福祉サービスに係る共通評価基準及び内容評価基準等についても、見直しを行っている。

## (3) 障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

このため、2016年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、施設や事業者が事業の内容等を都道府県知事へ報告し、報告を受けた都道府県知事がこれを公表する仕組みである「障害福祉サービス等情報公表制度」を創設し、2018年9月末より、独立行政法人福祉医療機構において、障害福祉サービス等事業所情報を公表している。

【独立行政法人福祉医療機構：<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>】

# 8. 専門職種の養成・確保

## (1) 福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)に基づき、社会福祉事業等従事者に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉事業等従事者確保の対策が進められている。

### ア 社会福祉士、介護福祉士

身体上、精神上の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登録者数は280,968人(2023年3月末)、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護(喀痰吸引等を含む。)や介護指導を行う介護福祉士については、資格登録者数は1,881,860人(2023年3月末)を数えることとなった。

### イ 精神保健福祉士

精神障害のある人の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士を国家資格化する「精神保健福祉士法」(平成9年法律第131号)が1997年12月に成立し、1998年4月から施行された。1998年以降、精神保健福祉士は着実に養成されており、資格登録者数は102,069人(2023年3月末)を数えることとなった。

■ 図表4-15 福祉専門職の資格登録者(2023年3月末)

社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
280,968人	1,881,860人	102,069人

注：資格登録者の数は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター調べ。  
資料：厚生労働省

## (2) リハビリテーション等従事者

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーション等の必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていくことが重要である。

### ア 理学療法士、作業療法士

理学療法士及び作業療法士は、身体や精神に障害のある人々に対し、基本的動作能力・応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法を行う専門職である。2022年12月末の資格登録者数は、理学療法士は202,365人、作業療法士は109,064人となっている。

### イ 視能訓練士、義肢装具士

視能訓練士は、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職であり、義肢装具士は、義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う専門職である。2022年12月末の資格登録者数は、視能訓練士は18,520人、義肢装具士は5,967人となっている。

### ウ 言語聴覚士

音声機能、言語機能及び聴覚に関するリハビリテーション等を行う言語聴覚士が1998年に国家資格化され、2022年12月末の資格登録者数は38,162人となっている。

### エ 公認心理師

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助等を行う専門職である。2022年12月末の資格登録者数は69,229人となっている。

■ 図表4-16 リハビリテーション等従事者の資格登録者（2022年12月末）

理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	言語聴覚士	公認心理師
202,365人	109,064人	18,520人	5,967人	38,162人	69,229人

資料：厚生労働省

## (3) 国立専門機関等の活用

国立障害者リハビリテーションセンター学院において、障害のある人のリハビリテーション・福祉に従事する専門職を養成する6学科を設置するとともに、現に従事している各種専門職に対して、知識・技術向上のための研修を実施している。

養成部門では、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害及び摂食嚥下障害のリハビリテーションを専門とする言語聴覚士を養成する言語聴覚学科、義肢装具の製作適合に従事する義肢装具士を養成する義肢装具学科、視覚障害のある人の生活訓練を専門とする技術者を養成する視覚障害学科、聴覚障害のある人のコミュニケーションにかかわる手話通訳士を養成する手話通訳学科、障害のある人々の健康づくりのための運動・スポーツ及び体育の指導を専門とする技術者を養成するリハビリテーション体育学科、医療・福祉・教育現場において、知的障害や発達障害のある児（者）の支援に携わる専門職を養成する児童指導員科（発達障害支援者養成）を設置している。

また、研修部門では、医療機関や地方公共団体、民間福祉施設などの専門職に対し、年間30を超えるリハビリテーション関連研修会及び知的障害・発達障害関連研修会を実施し、社会的ニーズに対応した人材、各専門職のリーダー等の指導的役割を担う人材を育成している。

このほか、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局において、地域ボランティアや住民を対象とした研修会や福祉教育の一環として教員や小中学生を対象に行われる障害のある人に対する正しい理解と知識や援助方法の習得を目的とした講習会等を行っている。